

## 重要事項説明書

### 1 事業の目的及び運営の方針

#### (1) 事業の目的

介護保険法の理念に基づくとともに高齢者が自立した生活を送れるように、また老化に伴い支援が必要な者に対して、介護相談及び介護予防サービス・支援計画等の支援を行うことを目的とする。

#### (2) 運営方針

- ① 利用者が要支援状態になった場合に、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮すること。
- ② 要支援認定等に係る申請等に対して利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行うこと。また、必要な申請が行われているか否かを確認して、その支援も行うこと。
- ③ 利用者の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービスと事業所の連携を得て、総合的かつ効果的に介護予防計画が提供されるように配慮すること。
- ④ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、提供されるサービスの種類、特定の事業所に不当に偏ることないように公平、中立に行うこと。

### 2 職員の職種、人員及び職務内容

- |               |                                                                   |
|---------------|-------------------------------------------------------------------|
| (1) 管理者（兼務）   | 1名：事業所を代表して、業務の総括の任に当たる。                                          |
| (2) 保健師又は看護師  | 1名：介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係るサービス・支援計画等を作成する。                        |
| (3) 社会福祉士     | 1名：総合相談・支援事業を行う。                                                  |
| (4) 主任ケアマネジャー | 1名：ケアマネジャーへの助言・指導その他を行う。                                          |
| (5) 介護支援専門員   | 1名：介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務を行い、要支援者等の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。 |

### 3 開業日及び開業時間等

- (1) 開業日 月曜日から金曜日まで
- (2) 休業日 土・日、国民の祝日及び国民の休日
  - ・ 8月13日～8月15日
  - ・ 12月31日～1月3日
- (3) 開業時間 午前8時30分～午後5時30分まで

### 4 介護予防サービスの提供方法や内容

#### (1) 提供方法

- ①利用者の要支援認定等の申請が行われているか確認し、行われていない場合には、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるように支援すること。
- ②要支援認定者等の更新申請は、現在の要支援認定等の有効期間が終了する1ヶ月前にはできるように必要な支援をすること。
- ③介護予防サービス・支援計画は、利用者と家族の意思を尊重し、医療保険・福祉等の多様なサービスを事業者と連携して、総合的、効果的に作成し、利用者の承認を得てサービス提供の手続きを行うこと。

#### (2) 内容

- ① 介護予防サービス・支援計画の作成
  - ・ 介護予防サービス・支援計画の担当者の配置
  - ・ 利用者への情報提供
  - ・ 利用者の実態把握
  - ・ サービス担当者会議の開催
  - ・ 介護予防サービス・支援計画の原案作成、原案確定
- ② サービスの実施状況の継続的な把握及び評価

介護予防サービス・支援計画作成後においても、利用者、家族及び指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、実施状況及び課題の把握を行い、必要に応じて介護予防サービス・支援計画の変更、指定介護予防サービス事業者との連絡調整、その他便宜の提供を行うこと。
- ③ 介護保険施設の紹介等
- ④ 給付の管理

### 5 利用料及びその他の費用

#### (1) 介護予防サービス・支援計画作成の報酬

利用者の自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合には、サービスの内容に応じて月ごとに次の金額をお支払いいた

だき、当事業所から発行する証明書を後日那珂市の窓口を持参して申請すると、支払った金額の払い戻しが受けられる場合があります。

①介護予防支援・介護予防ケアマネジメント費

(ケアマネジメントA) 4, 5 1 2 円

初回加算 3, 0 6 3 円

②簡略化した介護予防ケアマネジメント費

(ケアマネジメントB) 3, 1 5 4 円

初回加算 3, 0 6 3 円

③初回のみ介護予防ケアマネジメント費

(ケアマネジメントC) 4, 5 1 2 円

※介護報酬改定に伴い、上記①②③の変更が生じます。

(2) 要支援認定等に係る各種申請の援助報酬

要支援認定申請代行費用等の利用者の費用負担はありません。

(3) 介護予防サービス事業者との連絡調整手数料

サービス事業者との連絡調整等に係る利用者の費用負担はありません。

(4) その他の費用

① 交通費

市内にお住まいの利用者は、無料です。それ以外の方は、実費相当の交通費が必要となる場合があります。

② 解約料

利用者は、いつでも解約することができ、解約に係る費用負担はありません。

6 通所の事業の実施地域

那珂市 (額田・木崎・瓜連 地区)

額田地区 (東郷・南郷・北郷)

木崎地区 (鹿島・門部・北酒出・南酒出)

瓜連地区 (静・下大賀・瓜連・中里・古徳・鹿島・平野)

7 苦情申立制度

那珂市地域包括支援センター ナザレ園

ご利用時間 平日 午前8時30分～午後5時30分

ご利用方法 電話 029 (296) 3405

那珂市役所 保健福祉部介護長寿課

介護保険グループ・高齢者支援グループ

ご利用時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

ご利用方法 電話 029 (298) 1111

茨城県国民健康保険団体連合会

ご利用時間 平日 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時

ご利用方法 電話 0 2 9 ( 3 0 1 ) 1 5 6 5

年 月 日

当事業者は、利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者及び利用者の家族に対して、重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明しました。

事 業 者 所 在 地 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

説 明 者 \_\_\_\_\_

私は、重要事項説明書に基づいて、事業者から重要事項の説明を受けました。

利 用 者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

上記代理人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

那珂市地域包括支援センター ナザレ園（介護予防支援事業所）

住 所 那珂市中里 3 6 1 － 2 1

電話番号 0 2 9 ( 2 9 6 ) 3 4 0 5